



性能規定化と総務大臣の認定制度

総務省消防庁予防課長

小林 恭一

性能規定の導入を図った改正消防法が昨年6月1日に施行されてから、ほぼ1年が経過しました。去る3月25日には、政令第29条の4(従来の消防法令に適合しない「消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると消防長又は消防署長が認めるための判断基準を、省令で示すことが出来ることとした根拠規定)に基づく省令の一環として、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」及び関係告示を公布したところです。

本稿では、消防法の性能規定化について、総務大臣の認定制度に係る内容に絞って、その考え方をまとめてみました。

消防庁では、消防用設備等の技術開発を促進し、より合理的に防火安全水準を確保することができるよう、消防法に性能規定を導入したところです。

性能規定を導入した消防法では、現行の技術基準で判断できない新開発の消防用設備等(特殊消防用設備等)の性能を判断するためには、そのための基準(令第29条の4第1項に基づく省令)を適宜定めていくことを基本としています。それが定められていない場合にも、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくため、総務大臣認定制度が設けられました。

特殊消防用設備等については、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関(日本消防検定協会又は登録検定機関 現在(財)日本消防設備安全センターが登録されています)の評価を受け、総務大臣がその評価結果に基づき審査して、必要な性能を有するものについては設置を認めることができることとしています。

この種の設備については、これまで、政令第32条に基づき、消防長又は消防署長が、当該設備の有する防火安全性能について「通常用いられる消防用設備等」との同等性を判断し、その責任において設置を認めていたものが、この制度により、全国統一的な運用を図るとともに、総務大臣に新たな技術についての知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定めて消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようになります。

「特殊消防用設備等」については、検査、点検等について「通常用いられる消防用設備等」と同等に扱うこととしたほか、

- ① 検定制度の適用除外
- ② 点検報告制度の特例

という二つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図しています。

「特殊消防用設備等」の設置対象、設置方法、維持管理方法等については、当該設備等を設置しようとする防火対象物の関係者が、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画(設備等設置維持計画)を作成することとされています。

性能評価機関はこの計画を前提として性能評価を行うこととされていますし、設置時における消防長等への届出及び検査、点検及び報告、消防長等の設置維持

命令等の際には、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになります。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありますので、点検・報告の期間や方法、報告書の様式等については、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとしています。

また、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類を新設し、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特種の甲種消防設備士に限ることとしました。

特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっていた消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくこととしています。

また、消防設備士の種類として新たに「特種」というジャンルを新設し、消防設備士の業務独占の対象とされた特殊消防用設備等については、「特種」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行うてはならないこととしました。

消防庁としては、新たな技術開発を促進するとともに、安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める、という政府全体の方針を踏まえ、消防法に性能規定を導入し、新たな仕組みを構築しました。これにより、新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されていくことを期待しています。